

印西地区消防組合インターンシップの実施に関する要綱を次のように定める。

令和8年2月12日

印西地区消防組合管理者 笠井 喜久雄

## 印西地区消防組合告示第3号

### 印西地区消防組合インターンシップの実施に関する要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、印西地区消防組合（以下「組合」という。）が行う学生実習生受入制度（以下「インターンシップ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (対象者)

第2条 インターンシップの参加対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校のうち、次の各号に掲げるもの（以下「大学等」という。）に在籍する学生又は生徒（以下「学生等」という。）とする。

- (1) 大学（大学に置く大学院を含む）
- (2) 短期大学
- (3) 高等専門学校
- (4) 専門学校
- (5) 高等学校

#### (学生の受入れに関する基準)

第3条 消防長は、インターンシップの実施に当たり、学生等の受入れ人員、受入れ期間、実習時間等について、消防業務に支障のない範囲内において大学等と協議して定めるものとする。

#### (申込手続等)

第4条 実習を希望する学生等が在籍する大学等は、印西地区消防組合インターンシップ受入申込書（別記第1号様式）により、消防長に申し込まなければならない。

2 消防長は、前項の申込書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、

学生等の受入れの可否を決定し、印西地区消防組合インターンシップ受入可否決定通知書(別記第2号様式)により大学等に通知するものとする。

3 消防長及び前項の規定により、学生等の受け入れを可と通知された大学等の代表者は、インターンシップへの参加に当たり、印西地区消防組合インターンシップに関する協定書(別記第3号様式)を締結するものとする。

(経費の負担)

第5条 消防長は、インターンシップに参加する学生等(以下「実習生」という。)に対して、報酬、交通費、食費その他実習に伴う一切の経費を負担しない。

(服務等)

第6条 実習生は、大学等に在籍する学生等の身分を保有し、組合は実習生に対して、消防職員としての身分を付与しない。

2 実習生は、実習時間中は所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

3 実習生は、実習期間中、消防職員が遵守すべき法令等を遵守するとともに、実習担当者の指導、指示等に従わなければならない。

4 実習生は、実習により知ることができた秘密を漏らしてはならない。実習が終了した後においても、同様とする。

(誓約)

第7条 実習生は、前条に規定する服務等を遵守するため、実習開始の日までに誓約書(別記第4号様式)を消防長に提出しなければならない。

(実習の中止)

第8条 消防長は、次の各号のいずれかに該当するときは、実習を中止することができる。この場合において、消防長は、大学等にその旨を通知するものとする。

(1) 実習生が第6条第1項から第4項までの規定及び前条の誓約書の内容に違反する行為を行ったとき。

(2) 実習を継続することにより、組合の業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。

(3) その他実習を継続することが困難な事由が生じたとき。

(実習中の事故責任等)

第9条 大学等の代表者及び実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 実習生が、故意又は過失により組合に損害を与えたときは、大学等の代表者及び実習生は、組合に対しその損害を賠償しなければならない。
- 3 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、組合は一切の責任を負わない。
- 4 実習生が第三者に与えた損害等により、組合が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、大学等の代表者及び実習生は、当該賠償により組合が被った損害の補填をしなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。